

# 投資信託説明書(交付目論見書)

## 北米リート・セレクトファンド

Aコース(定額目標分配型／為替ヘッジあり)

Bコース(定額目標分配型／為替ヘッジなし)

Cコース(定率目標分配型／為替ヘッジあり)

Dコース(定率目標分配型／為替ヘッジなし)

Eコース(資産成長型／為替ヘッジあり)

Fコース(資産成長型／為替ヘッジなし)

愛称 ほくと星

追加型投信/海外/不動産投信

使用開始日 2018年7月13日

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

設立年月日:1964年10月6日 資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:15,949億円

(資本金、純資産総額は2018年3月末現在)

照会先

[フリーダイヤル]

**0120-048-214**

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

[ホームページ]

<http://www.okasan-am.jp>



〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

●この目論見書により行う北米リート・セレクトファンドの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年6月4日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2018年6月20日に生じております。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

●本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

●ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。



岡三アセットマネジメント

## ～人生100年時代～

健康寿命が飛躍的に延びることが期待され、人生100年時代が到来しようとしています。

余暇や趣味を楽しみ、長い人生を有意義に過ごすために、ライフステージに合わせた資産形成や計画的に資産の活用ができる商品を企画して提案します。

将来の目的に備えた資産作り、育てた資産を目的にあわせて賢く使う。当ファンドは、資産の『育てる』と『使う』の両方の面でみなさまのお役にたてるよう、決算回数、分配方針および為替ヘッジの有無の異なる6つのコースをご用意しました。

## 岡三アセットマネジメント

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のように場合があります。

| ファンド名                                    | 略称                    |      |
|------------------------------------------|-----------------------|------|
| 北米リート・セレクトファンド Aコース<br>(定額目標分配型／為替ヘッジあり) | Aコース(定額目標分配型／為替ヘッジあり) | Aコース |
| 北米リート・セレクトファンド Bコース<br>(定額目標分配型／為替ヘッジなし) | Bコース(定額目標分配型／為替ヘッジなし) | Bコース |
| 北米リート・セレクトファンド Cコース<br>(定率目標分配型／為替ヘッジあり) | Cコース(定率目標分配型／為替ヘッジあり) | Cコース |
| 北米リート・セレクトファンド Dコース<br>(定率目標分配型／為替ヘッジなし) | Dコース(定率目標分配型／為替ヘッジなし) | Dコース |
| 北米リート・セレクトファンド Eコース<br>(資産成長型／為替ヘッジあり)   | Eコース(資産成長型／為替ヘッジあり)   | Eコース |
| 北米リート・セレクトファンド Fコース<br>(資産成長型／為替ヘッジなし)   | Fコース(資産成長型／為替ヘッジなし)   | Fコース |

なお、各ファンドを総称して「北米リート・セレクトファンド」という場合があります。

| 商品分類    |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
| 追加型     | 海外     | 不動産投信             |

| ファンド | 属性区分                         |             |        |               |           |
|------|------------------------------|-------------|--------|---------------|-----------|
|      | 投資対象資産                       | 決算頻度        | 投資対象地域 | 投資形態          | 為替ヘッジ     |
| Aコース | その他資産<br>(投資信託証券<br>(不動産投信)) | 年6回<br>(隔月) | 北米     | ファミリー<br>ファンド | あり(フルヘッジ) |
| Bコース |                              |             |        |               | なし        |
| Cコース |                              |             |        |               | あり(フルヘッジ) |
| Dコース |                              |             |        |               | なし        |
| Eコース |                              | 年2回         |        |               | あり(フルヘッジ) |
| Fコース |                              |             |        |               | なし        |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

## 〈ファンドの目的〉

安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

## 〈ファンドの特色〉

**1** 米国およびカナダの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券（リート）に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。

- 実際の運用は北米リート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）を通じて行います。
- 不動産投資信託証券の実質組入比率は、高位を保つことを基本とします。

### 不動産投資信託（リート（REIT））とは

不動産投資信託とは、投資家から集めた資金を不動産（オフィスビル、賃貸マンション、ショッピングセンター、ホテル等）に投資し、不動産から得た賃料収入や売却益などから不動産の維持・管理費用等を支払った後の収益を投資家に分配する仕組みの金融商品です。一般に不動産投資信託は、利益の大部分を投資家に分配（配当）するなど適格要件を満たすことにより、不動産投資信託と投資家レベルでの二重課税が排除される仕組みとなっていることに特徴があります。リートに投資することで、不動産に直接投資する際の負担を軽減しつつ、不動産投資の魅力を楽しむことが可能です。



**2** マザーファンドの運用にあたっては、リーフ アメリカ エル エル シーに、外貨建資産の運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。

リーフ アメリカ エル エル シーはドイツ・アセット・マネジメント\*の不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。

※ドイツ・アセット・マネジメントはドイツ銀行グループの資産運用部門です。

## ファンドの目的・特色

**3** 決算回数、分配方針および為替ヘッジの有無の異なる6つのコースからお選びいただけます。

|             | Aコース                            | Bコース | Cコース    | Dコース | Eコース                  | Fコース |
|-------------|---------------------------------|------|---------|------|-----------------------|------|
| 決算回数<br>決算日 | 年6回<br>1月、3月、5月、7月、9月、11月の各月15日 |      |         |      | 年2回<br>5月および11月の各月15日 |      |
| 分配方針        | 定額目標分配型                         |      | 定率目標分配型 |      | 資産成長型                 |      |
| 為替ヘッジ       | あり                              | なし   | あり      | なし   | あり                    | なし   |

[為替ヘッジあり] (Aコース) (Cコース) (Eコース)

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

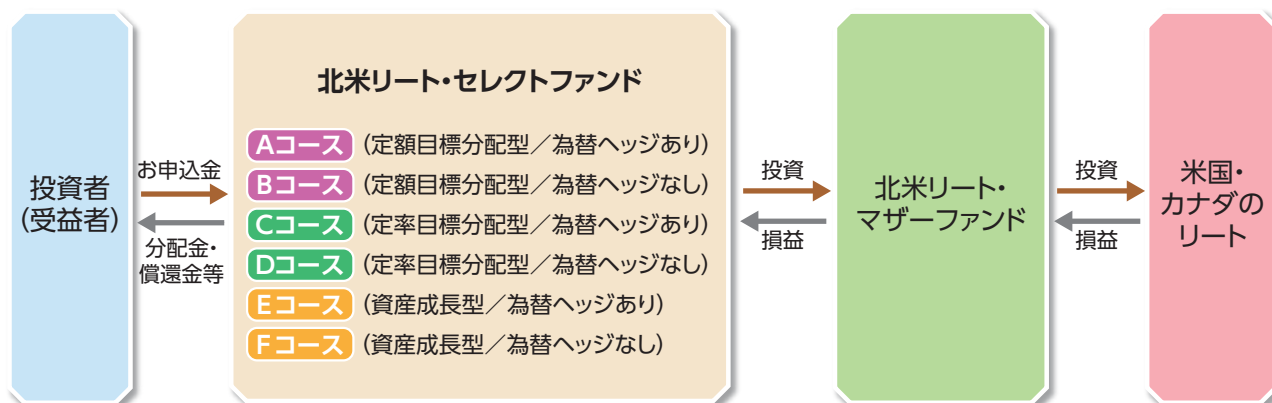
[為替ヘッジなし] (Bコース) (Dコース) (Fコース)

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの仕組み

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※各ファンド間でのスイッチングが可能です。

スイッチングの取扱いは、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にご確認ください。

## 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 不動産投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

### 【定額目標分配型】（Aコース）（Bコース）／【定率目標分配型】（Cコース）（Dコース）

年6回、1月、3月、5月、7月、9月および11月の各月の15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

最初の収益分配は2018年9月18日に行う予定です。

### 【資産成長型】（Eコース）（Fコース）

年2回、5月および11月の各月の15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象収益は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

各コースの分配の詳細につきましては、6ページをご覧ください。

## 各コースの分配について

### 奇数月に分配

#### <定額目標分配型>

**Aコース** (定額目標分配型／為替ヘッジあり)

**Bコース** (定額目標分配型／為替ヘッジなし)

<目標分配額(1万口当たり、税引前)>

**Aコース** 各期50円

**Bコース** 各期100円

- 上記は、2018年6月4日現在の想定されるポートフォリオの利回りや、予想される分配原資等をもとに委託会社が設定した1万口当たりの当面の目標分配額です。
- 計算期間中の基準価額の変動にかかわらず、上記の継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行うことがあり、分配金には、一部または全部、元本の払戻しに相当する部分が含まれる場合があります。
- 各期中において上記の目標分配額の実現を目指すことを基本としますが、各期末において目標分配額通りの分配が実現されることを保証するものではありません。また、当該分配額が当期の収益を表すものではありません。市場環境等によって基準価額が大幅に下落した場合等には、上記の目標分配額の実現が困難となる場合があります。

#### <定率目標分配型>

**Cコース** (定率目標分配型／為替ヘッジあり)

**Dコース** (定率目標分配型／為替ヘッジなし)

<目標分配率(1万口当たり、税引前)>

**Cコース** 各期0.5%(年率3%)相当

**Dコース** 各期1.0%(年率6%)相当

- 上記は、2018年6月4日現在の想定されるポートフォリオの利回りや、予想される分配原資等をもとに委託会社が設定した1万口当たりの当面の目標分配率です。
- 1万口当たりの分配金は、決算日の前営業日の基準価額(1万口当たり、当初は1口=1円)に目標分配率を乗じた額に基づき、委託会社の判断により決定します。
- 計算期間中の基準価額の変動にかかわらず、上記の継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行うことがあり、分配金には、一部または全部、元本の払戻しに相当する部分が含まれる場合があります。また、定率で分配を行うことから、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配が続く場合には分配金の金額が小さくなっていきます。
- 各期中において上記の目標分配率の実現を目指すことを基本としますが、各期末において目標分配率通りの分配が実現されることを保証するものではありません。また、当該分配額が当期の収益を表すものではありません。市場環境等によって基準価額が大幅に下落した場合等には、上記の目標分配率に応じた分配額の実現が困難となる場合があります。

### 分配を抑制

#### <資産成長型>

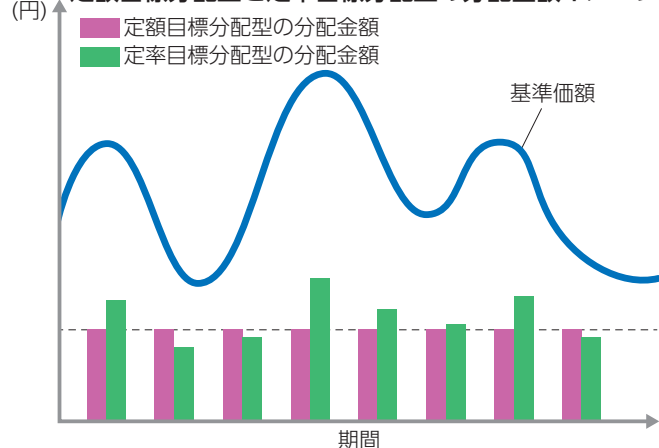
**Eコース** (資産成長型／為替ヘッジあり)

**Fコース** (資産成長型／為替ヘッジなし)

#### 資産成長型の特徴

- 複利効果による投資信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。ただし、基準価額水準や市況動向等によって変更する場合があります。

定額目標分配型と定率目標分配型の分配金額イメージ



#### 定額目標分配型の特徴

- 基準価額の変動にかかわらず分配金額は一定となります。

#### 定率目標分配型の特徴

- 基準価額の上昇時には分配金額は多くなり、基準価額の下落時には分配金額は少なくなります。

※上記はイメージ図であり、実際の投資成果を保証するものではありません。

# ファンドの目的・特色 [収益分配金に関する留意事項]

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。  
分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

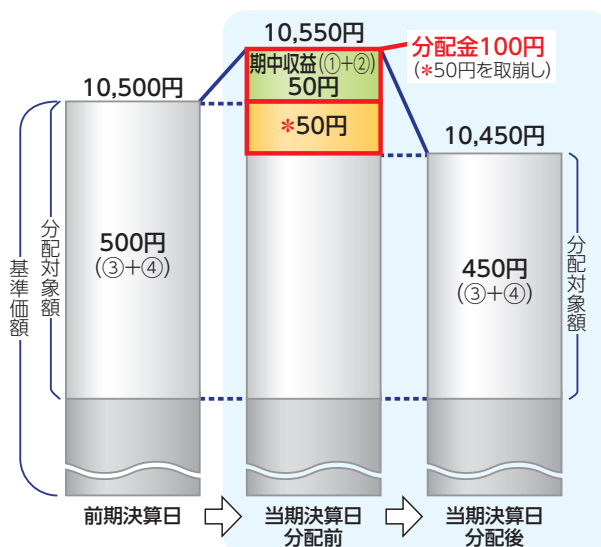
## ファンドで分配金が支払われるイメージ



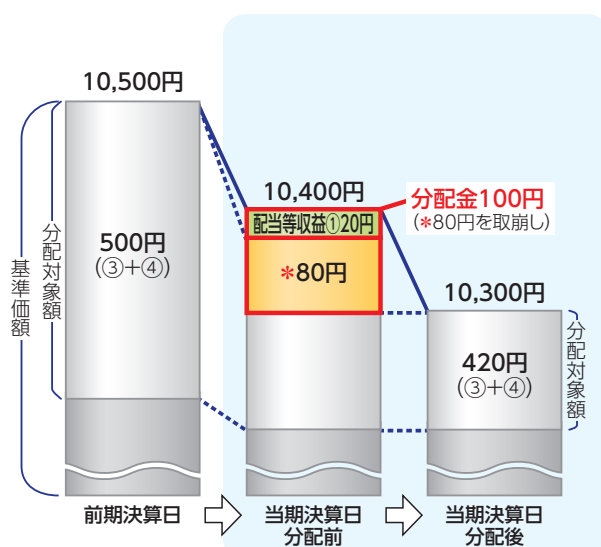
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



### 前期決算日から基準価額が下落した場合



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額(①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金)から支払われます。

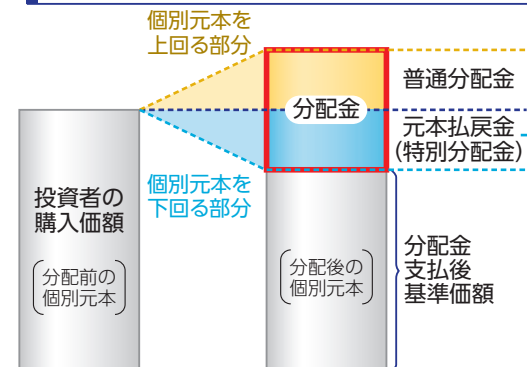
分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金：追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

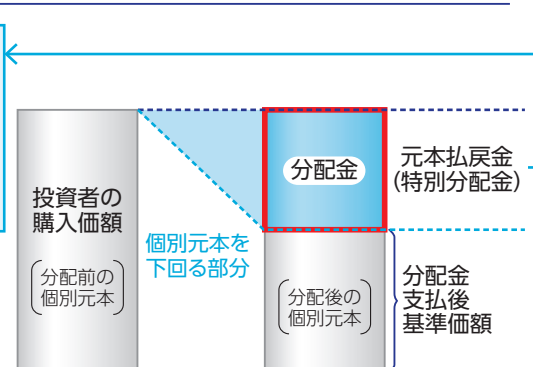
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

## 〈基準価額の変動要因〉

**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

**投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。**

ファンドは、米国およびカナダの不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

## 主な変動要因

### ●不動産投資信託証券のリスク

#### ・価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

#### ・分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けているため、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

### ●為替変動リスク

#### 【為替ヘッジあり】(Aコース)(Cコース)(Eコース)

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指しますが、為替ヘッジの対象となる外貨建資産は市況動向により変動することから、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

#### 【為替ヘッジなし】(Bコース)(Dコース)(Fコース)

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

## その他の変動要因

不動産投資信託証券のその他のリスク（信用リスク、業績悪化リスク、自然災害・環境問題等のリスク、法律改正・税制の変更等によるリスク、上場廃止リスク、流動性リスク）、カントリーリスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

## 〈その他の留意点〉

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

## 〈リスクの管理体制〉

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて運用リスクの管理を行っています。

委託会社は、運用の指図に関する権限を委託している委託先運用会社の運用や運用指図結果の適切性並びに経営状態、委託業務にかかる運用体制やリスク管理体制、委託業務の執行状況等についてモニタリングを行っています。

(参考情報)

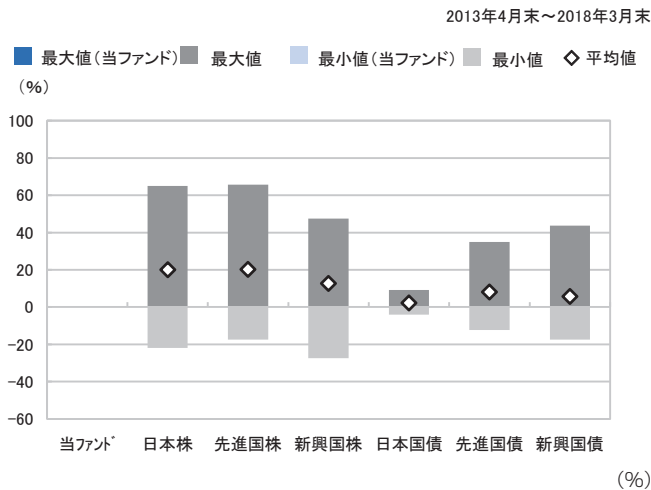
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

- Aコース(定額目標分配型／為替ヘッジあり)
- Bコース(定額目標分配型／為替ヘッジなし)
- Cコース(定率目標分配型／為替ヘッジあり)
- Dコース(定率目標分配型／為替ヘッジなし)
- Eコース(資産成長型／為替ヘッジあり)
- Fコース(資産成長型／為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



|     | 当ファンド | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債 | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 最大値 | —     | 65.0  | 65.7  | 47.4  | 9.3  | 34.9  | 43.7  |
| 最小値 | —     | △22.0 | △17.5 | △27.4 | △4.0 | △12.3 | △17.4 |
| 平均値 | —     | 20.1  | 20.3  | 12.8  | 2.2  | 8.2   | 5.7   |

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\*2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
なお、当ファンドの騰落率につきましては、該当事項はありません。  
\*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

- Aコース（定額目標分配型／為替ヘッジあり）
- Bコース（定額目標分配型／為替ヘッジなし）
- Cコース（定率目標分配型／為替ヘッジあり）
- Dコース（定率目標分配型／為替ヘッジなし）
- Eコース（資産成長型／為替ヘッジあり）
- Fコース（資産成長型／為替ヘッジなし）

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配金の推移

該当事項はありません。

### 主な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

## 〈お申込みメモ〉

|                   |                                                                                                                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位<br>※詳しくは販売会社にご確認下さい。                                                                                                                               |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                             |
| 購入代金              | 販売会社の定める期日までにお支払い下さい。<br>※詳しくは販売会社にご確認下さい。                                                                                                                    |
| 換金単位              | 販売会社が定める単位<br>※詳しくは販売会社にご確認下さい。                                                                                                                               |
| 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                             |
| 換金代金              | 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。                                                                                                                    |
| 申込締切時間            | 原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。                                                                                                           |
| 購入の申込期間           | 当初自己設定 2018年6月20日<br>継続申込期間 2018年6月20日から2019年8月9日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。                                                              |
| 換金制限              | ありません。                                                                                                                                                        |
| 購入・換金申込不可日        | 以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。<br>・ニューヨークの取引所または銀行の休業日                                                                                                           |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。                                                             |
| スイッチング<br>(乗換え)   | 各ファンド間でのスイッチングが可能です。<br>※スイッチングの取扱いは、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にご確認下さい。                                                                                           |
| 信託期間              | 原則として無期限(2018年6月20日設定)                                                                                                                                        |
| 繰上償還              | 各ファンド受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。                                                                                                  |
| 決算日               | (Aコース)(Bコース)(Cコース)(Dコース)<br>毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各月15日(休業日の場合は翌営業日)<br>(Eコース)(Fコース)<br>毎年5月15日および11月15日(休業日の場合は翌営業日)                                        |
| 収益分配              | (Aコース)(Bコース)(Cコース)(Dコース)<br>年6回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。<br>(Eコース)(Fコース)<br>年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。<br>各ファンド「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 |
| 信託金の限度額           | 各ファンド2,000億円                                                                                                                                                  |
| 公告                | 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<br><a href="http://www.okasan-am.jp">http://www.okasan-am.jp</a>                                                             |
| 運用報告書             | 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。                                                                                                                   |
| 課税関係              | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除の適用はありません。<br>税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。                             |

## 〈ファンドの費用・税金〉

### ファンドの費用

| ● 投資者が直接的に負担する費用      |  |                                                                                                                                                                                                                                     |        |             |                                            |
|-----------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------|--------------------------------------------|
| 購入時手数料                |  | 購入金額（購入価額 × 購入口数）に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額<br><b>購入時手数料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）です。</b><br>購入時手数料率は変更となる場合があります。<br>各ファンド間でのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、購入時手数料の一部または全部の割引を受けられる場合があります。詳しくは販売会社にご確認下さい。                        |        |             |                                            |
| 信託財産留保額               |  | <b>1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額 × 0.1%</b>                                                                                                                                                                                               |        |             |                                            |
| ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |  |                                                                                                                                                                                                                                     |        |             |                                            |
| 運用管理費用<br>（信託報酬）      |  | <b>純資産総額 × 年率1.62%（税抜1.50%）</b>                                                                                                                                                                                                     |        |             |                                            |
|                       |  | 配<br>分                                                                                                                                                                                                                              | （委託会社） | 年率0.82%（税抜） | 委託した資金の運用の対価です。                            |
|                       |  |                                                                                                                                                                                                                                     | （販売会社） | 年率0.65%（税抜） | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 |
|                       |  |                                                                                                                                                                                                                                     | （受託会社） | 年率0.03%（税抜） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                 |
|                       |  | [外部委託先報酬]<br>マザーファンドの運用の外部委託先に支払う運用委託報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支払います。                                                                                                                                                                       |        |             |                                            |
| その他費用・手数料             |  | 監査費用：純資産総額 × 年率0.01296%（税抜0.012%）<br><br>有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。<br>※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。 |        |             |                                            |

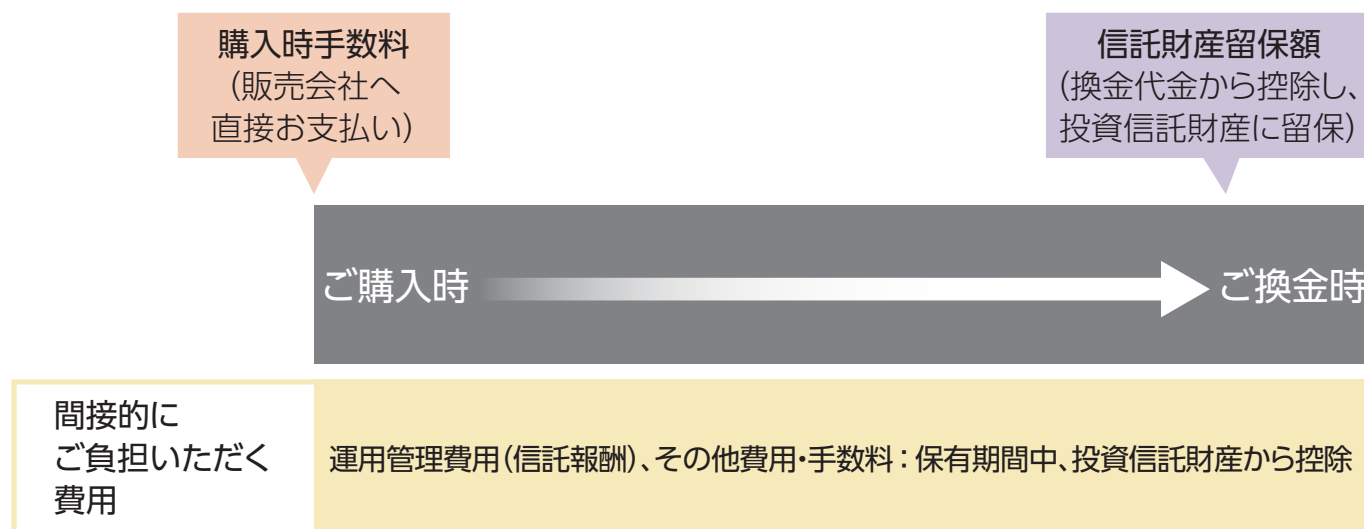
※運用管理費用（信託報酬）、監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

その他費用・手数料（監査費用を除きます。）はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

## <ご購入からご換金までの費用のイメージ>



## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目       | 税金                                               |
|------------------|----------|--------------------------------------------------|
| 分配時              | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                    |
| 換金(解約)時及び<br>償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して<br>20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2018年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈メモ〉

